

【用語】 浦川村—浦川市上ノ町・中ノ町・下ノ町 小万物—小間物 あ
い物—相物・合物・間物とも書く、塩魚・干魚類の総称 座—中世に
商人・職人・芸能民等が結成した同業者組織、近世では仲間と同様の
意 かぢ—鍛冶 太物—綿・麻織物 繼綿—木綿の実綿から種になる
実を取り除いたままの綿 馬口勞—馬を売買・周旋する者 町割—町
を形成するあたり地割りすること 馬行錢—馬の取引きの際に売主
と買主が馬問屋へ払う手数料、行錢は口錢のこと 弥一ますます 穿
鑿—どこまでも調べ立てること 連判—文書に署名や印判を連ねるこ
と

【解説】 三國街道の宿場であった浦川村に市が立つようになったのは
寛永七年（一六三〇）といわれている。この文書は承応三年（一六五四）
に、市の開催日や売買される商品などを領主の安中藩代官所へ届け出
たもので、当時の市の様子を知ることができる。

浦川村の市は上之町（一・一七日）・中之町（七・二二日）・下之町（一一・
二七日）が交替で月二回ずつ開催する二・七の六斎市であつた。市場の
両側には小間物・紙・太物・織綿などの生活用品や、あい物・茶・塩・
穀などの食料品二三種・一一六の商売座が開店したが、網・綿・麻布・
板・檜木・材木・薪など座の規制を受けずに売買できる品物もあつた。
また、浦川は古くから馬市としても知られ、遠く奥州・北陸地方など
の馬が馬口勞たちにより取引きされ、馬問屋や馬宿が置かれていた。
文化年間以前は年間取引量が四〇〇〇疋にも達していたといわれる
が、馬口錢などをめぐる争いが多発し、幕末には急速に衰微していく
たようである。なお、本文書は浦川市指定の重要文化財である。